

最高乗務距離規制の取扱いについてQ & A

1. 高速自動車国道および自動車専用道路の乗務距離の算定（見なし距離）の扱いについて

- ① 高速自動車国道等の乗り継ぎを利用した場合、いったん一般道路を経由することになるが、利用回数としては1回の扱いなのか。

【回答】

途中で一般道路を経由したときは、連続して利用したことになりませんが、「乗り継ぎ」の場合は連続して利用したものとみなします。「乗り継ぎ」で1回の利用と認められる場合は、領収書等で確認できる場合に限りです。(④参照)

- ② 高速自動車国道を通行していたが、途中区間が通行止めになっており、いったん一般道路を経由し、再度高速自動車国道を通行した場合、利用回数1回の扱いなのか。

【回答】

領収書等で1利用とみなされるようなケースであれば、1回の利用とみなします。

- ③ 阪神高速空港線から池田インターを経て中国自動車道を通行する場合、いったん一般道路を通行することになるが、利用回数は1回の扱いなのか。

【回答】

一般道を走行すれば、連続して利用したことになりません。

- ④ 一般道路10キロ走行後、阪神高速に入り堺線・堺出口（20キロ）から湾岸線・大浜入り口に乗り継ぎ（2.8キロ）和歌山・海南（50キロ）インターで下りて一般道を10キロ走行した。距離の扱いは往路72.8キロ、復路72.8キロとすることによいのか、それとも往路70キロの扱いになるのか、全走行92.8キロとして扱わなければならないのか。

【回答】

途中、高速自動車国道等を乗り継いでいますので、阪神高速から和歌山海南インター間の72.8キロは、50キロ走行したとみなすことになり、一般道10キロ、10キロを合わせて70.0キロの取り扱いとなります。しかし、「乗り継ぎ」の途中で旅客を乗降車させた場合は、1回の利用とみなさず、92.8キロの取り扱いとなります。

- ⑤ 兵庫県、大阪府、奈良県、京都府、滋賀県、三重県内において、「見なし距離」の対象となる自動車専用道路の路線とその区間は。

【回答】

道路法48条の2に規定する自動車専用道路です。大阪府内では阪神高速道路、

堺泉北有料道路、南阪奈有料道路、第2阪奈有料道路等が該当します。

走行した場合は、乗務記録等に走行したことを証明する領収書等を添付するとともに具体的路線名と走行キロを記載して下さい。

2. 乗務距離の最高限度、最大拘束時間、勤務時間について

- ① 営業区域内から東京までの予約が入ったが、輸送を引き受けることができるのか。

【回答】

最高乗務距離、労働時間等の法令に抵触しなければ、当然可能です。

- ② 最終降車地が変更され、時間、距離とも限度を超えると判断し輸送を中断することにしたが、田舎で代わりの車がないという利用者から「チケットしか持っていない。現金も少ししかないのでここで降ろされたら目的地にいけない」と懇願され仕方なく目的地に送ったため時間・距離とも限度を超えてしまった。この扱いはどうなる。また、途中で輸送を中断した場合違反に当たるのか。(違反の扱いになるのか)
- ③ 着払いで輸送を引き受けたが、最終降車地を変更され、仕方なく輸送を継続したために、時間・距離とも限度を超えてしまった場合違反に当たるのか。(違反扱いになるのか)
- ④ 乗客から待機するよう指示され待機していたが、待機が長時間になり乗客と連絡を取ることでもできなかつたために時間限度を超えてしまった場合違反に当たるのか。(違反扱いになるのか)
- ⑤ 時間(拘束)の限度を超えると判断できる待機を指示されたので輸送の途中だったが輸送の継続を断った場合違反に当たるのか。(違反扱いになるのか)
- ⑥ 交通事故を目撃し警察に協力した結果、時間限度を超えてしまった場合、違反に当たるのか。(違反の扱いになるのか)
- ⑦ 交通事故を起こしてしまったために時間限度を超えてしまった場合、違反に当たるのか。(違反の扱いになるのか)

【回答】②から⑦

こうしたケースはさまざまな事情があることから、一概に適否について回答することは困難と言わざるを得ません。距離、時間を問わず公示等に定められた限度を超える場合は形式的には法令に違反しますが、お問い合わせのケースなど真に利用者の安全、保護等の観点から運転者の予期せぬ状況が発生した結果、やむを得ない事情が認められる場合には、その事情を考慮する場合があります。状況に応じた適切な措置を講じて下さい。ただし、こうした特殊な事情がある場合には、その旨を日報に記載するなど記録を残しておいて下さい。

なお、当局としては、旅客の安全・保護を最優先にすべきと考えていますが、個別の事情を調査した結果、結果的に違反と判断することもあり得ますので、普段から時間、距離ともに余裕をもった乗務を心掛けるとともに、迷ったときは運行管理者と相談するようにして下さい。